

川越市都市計画マスタープラン 目 次

はじめに	改定の背景と目的・主な見直しポイント			
序 章	都市計画マスタープランとは			1
第一章	全体構想			5
	1	将来都市像		5
	2	部門別方針		27
		1. 土地利用の方針		28
		2. 道路・交通体系の方針		40
		3. 水と緑のまちづくりの方針		49
		4. 景観まちづくりの方針		57
		5. 安全・安心のまちづくりの方針		64
		6. 市街地整備の方針		69
第二章	地域別構想			79
	1	地域別構想の区分		80
	2	地域別構想		
		本庁地区		81
		芳野地区		95
		古谷地区		104
		南古谷地区		114
		高階地区		124
		福原地区		134
		大東地区		144
		霞ヶ関地区		155
		霞ヶ関北地区		166
		名細地区		176
		山田地区		186
第三章	実現に向けて			197

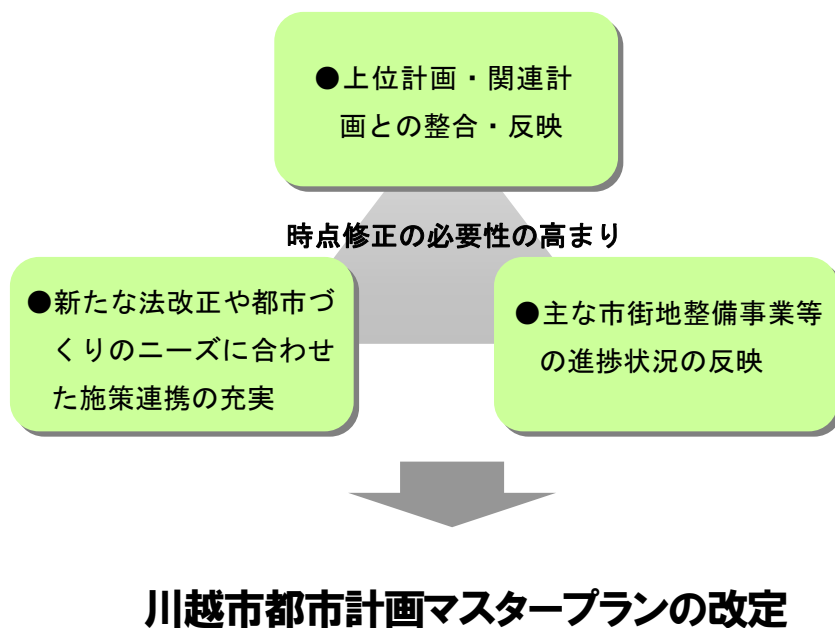
はじめに

1. 改定の背景と目的

川越市は、平成 12 年に川越市都市計画マスタープラン（以下、本計画）を多くの市民参加とともに計画策定しました。以降、9 年を経て、この間に平成 15 年には県下で初めての中核市となり、県南西部地域の拠点都市としての役割が高まる一方で少子高齢化などの社会情勢の変化や防犯意識の高まり、景観づくりや観光事業への積極的な取組みなどの近年の状況を踏まえて平成 18 年 3 月に第三次川越市総合計画が策定され、将来人口などの本市の基本的な考え方が大きく転換されました。同じく平成 18 年度には第二次川越市環境基本計画が、平成 19 年度には緑の基本計画が改定されるなど、本計画に関連する計画が順次改定される中、これらのまちづくりの動きを総合的に進めるため、本計画も時点修正を行う必要性が高まってきました。

今回、このような市の現状と社会の変化に対応することを目的に、主に次に示すポイントを踏まえて本計画を改定します。

2. 主な見直しポイント



主な修正内容の詳細

①上位計画・関連計画との整合・反映

本計画策定後に改定された各種計画のうち関連する主な変更点は次表に示すとおりです。

上位計画である川越市総合計画の改定では、将来人口推計の下方修正及び社会情勢や市民意識の変化への対応を図るとともに、新たに景観づくりや観光事業への積極的な取り組みが示されていることから、これら諸計画との整合を図ります。

関連計画	策定年	本計画と関連する主な変更点	この資料における主な変更箇所
第三次川越市総合計画	H18.3	・ H27 年目標人口 34 万人 ・ 観光事業への取り組みの重視 ・ 防犯、ユニバーサルデザインなどの視点が充実	将来人口 各部門別方針
第二次川越市環境基本計画	H19.3	・ 持続可能な地域社会の実現について記載 ・ 市民、事業者、民間団体、行政の 4 者による協働の取り組みが充実	水と緑のまちづくりの方針
川越市緑の基本計画(改定)	H20.3	・ 都市公園の整備方針の追加 ・ 将来人口の見直し変更 ・ 計画目標値の変更	水と緑のまちづくりの方針

※上記の他、観光振興計画（H20.3）中心市街地活性化基本計画（H21. 6）などの関連計画も策定されています。

②新たな法改正や都市づくりのニーズに合わせた施策連携の充実

平成 16 年に制定された景観法や、防犯まちづくりの推進等に関して該当箇所の見直し及び、反映を図ります。

関連項目	本計画に関連する主な追加事項	この資料における主な変更箇所
景観法の制定（H16.6）	景観計画等、法に基づく施策の展開	景観まちづくりの方針
防犯まちづくりの推進	犯罪が起こりにくい環境整備に関する記述	防犯まちづくりの方針

③主な市街地整備事業等の進捗状況の反映

策定から 9 年を経過して、都市基盤整備が進んだ地区があるほか、中心市街地内において新たな事業もスタートしていることから、これらの進捗状況の反映を図ります。

関連項目	本計画に関連する主な追加事項	この資料における主な変更箇所
土地区画整理事業	土地区画整理事業の進捗（大塚新田第二、藤木、中央通り沿道地区）	市街地整備の方針
都市公園の整備	仙波河岸史跡公園、なぐわし公園の整備	水と緑のまちづくりの方針
都市計画道路の整備	都市計画道路の進捗（圏央道など）	道路・交通体系の方針

■ 序章

都市計画マスタープラン とは

都市計画マスタープランは、川越市が主体となって市民の意見を反映しつつ、これからの都市づくりの基本的な方向を定めるものです。

1. 目的

川越市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）は、平成4年6月の都市計画法改正において、新たに位置づけられた都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、川越市の「総合計画」並びに埼玉県定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容に即し、都市づくりの方向性を示すものです。

本計画は、法の趣旨にもある“住民意見の反映”を踏まえ、今までの行政主導型の都市計画から住民参加のまちづくりに重点を置き、住民の理解と参加のもとに、都市づくりの将来ビジョンを確立することを目的としています。

これまでの都市計画は、都市全体の土地利用及び都市施設（道路・公園等）の配置を中心に策定されてきましたが、本計画は、住民の意見を反映しながら、地域特性に応じた土地利用や都市施設等の根拠となる将来都市像を明らかにし、その将来都市像の実現に向け、住民の理解を深めるとともに、個別の都市計画相互の調整や指針となります。

2. 役割

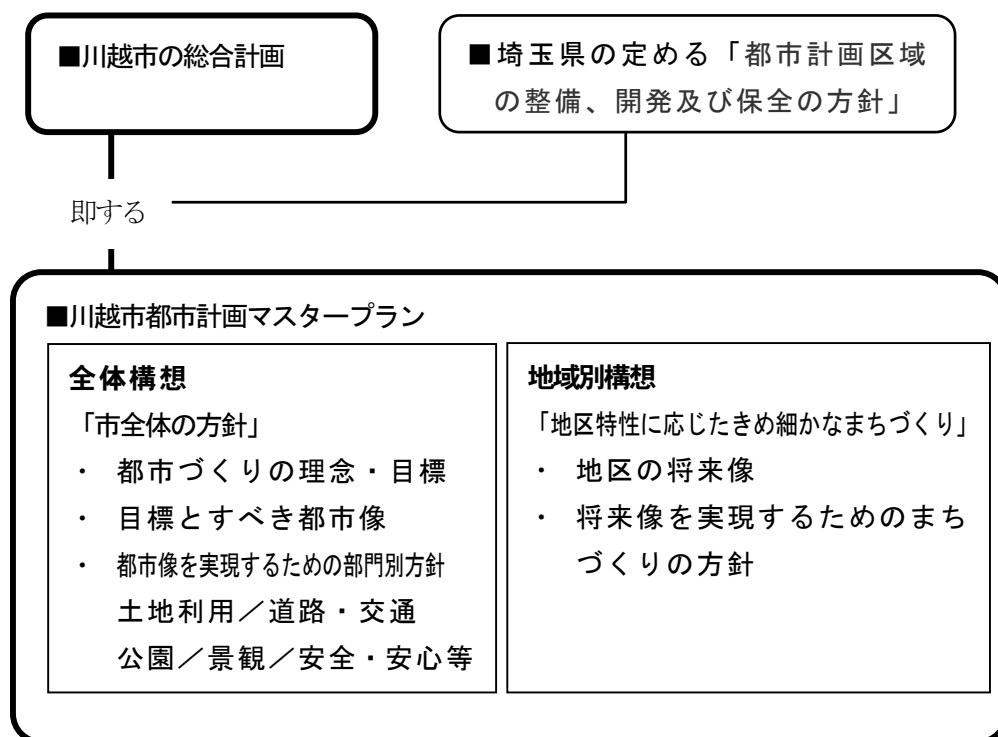
- ①住民参加の計画づくりにより、市の全域及び各地域での将来都市像を市民と行政が共有し、都市づくりのビジョンを明確にする役割をもちます。
- ②地域の将来像を具体的に提示することにより、都市計画に対する住民の理解を深める役割をもちます。
- ③都市づくりの総合的な整備方針を示して、今後の具体的な事業を先導するとともに、既存関連計画との整合性・総合性を確保する役割をもちます。
- ④地域に密着した都市計画の推進が期待できるとともに、具体的な都市計画事業に対し住民の協力・参加を促す役割をもちます。
- ⑤川越市の都市計画の基本的な方向を示して、長期的で独自の都市づくりを進めていく根拠となる役割をもちます。

3. 位置づけ

本計画は、川越市の総合計画を支える都市整備の個別計画として、将来の都市のあるべき姿、道路、公園等の公共施設の計画、整備等の方針を定めるとともに、地区計画や特別用途地区といった市の都市計画の運用の根拠となる計画です。

また、本計画は、「第二次川越市環境基本計画」「川越市緑の基本計画」「川越市住宅・宅地供給計画」「川越市農業振興計画」等の市の関連諸施策と連携した総合的な都市整備を進めるための指針となるものです。

◎都市計画マスタープランの位置付け



4. 構成と期間

(1) 構成

本計画は、「全体構想」「地域別構想」の二つの大きな柱で構成されています。
全体構想は、全市の総合的な都市づくりの指針となり、地域別構想は、地域特性に応じたまちづくりの指針となるものです。

(2) 対象区域及び目標年次

① 対象区域

都市計画マスタープランを策定する範囲（対象区域）は、市町村の行政区域のうち都市計画区域に含まれる区域（県都市計画課作成「市町村マスタープランガイドライン」より）であることから、本市全域を対象区域とします。

② 目標年次

本計画は、都市整備に長期を要することから、目標年次を**市政 100 年**となる**平成 34 年（西暦 2022 年）**とします。